



2020年8月28日

各 位

会 社 名 霞ヶ関キャピタル株式会社
代表社名 代表取締役社長 河本 幸士郎
(コード番号: 3498 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 廣瀬 一成
(TEL. 03-5510-7653)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分の払込完了及び一部失権に関するお知らせ

当社は、2020年7月27日開催の取締役会において決議いたしました、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分について、本日払込手続きが完了し、また、一部失権により当初予定しておりました処分株式数等に変更がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件の詳細につきましては、2020年7月27日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 自己株式の処分の概要の変更内容（変更箇所には下線を付しております）

	変更後	変更前
(1) 処 分 期 日	2020年8月28日	2020年8月28日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 <u>19,700株</u>	当社普通株式 20,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき3,635円	1株につき3,635円
(4) 処 分 総 額	<u>71,609,500円</u>	72,700,000円
(5) 処分先及びその人数並びに 処 分 株 式 の 数	当社従業員 <u>43名</u> <u>19,700株</u>	当社従業員 44名 20,000株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 変更の理由

処分先的人数、処分株式数及び処分総額の変更は、自己株式の処分を決定した時点において、割当予定の一部が失権したことによるものです。

3. 今後の見通し

本件による当期業績への影響はありません。

以 上